

## 令和 6 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名

幹線流量送信器盤用通信変換装置修繕

2 事業者名

菱照エンジニアリング株式会社

3 特定理由

対象となる幹線流量送信器盤用通信変換装置は、既に設置されている配水幹線の流量および圧力等測定データを配水センターへ送信する装置のうち、通信回線のデジタル化に対応させるための通信変換装置である。

当装置は、既設幹線流量送信器盤納入者が保有する設計データおよび、コントローラ内部のプログラム改変が必要となることから上記業者を特定する。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

入札（見積）結果調書

令和 6 年度

|             |                                              |        |          |
|-------------|----------------------------------------------|--------|----------|
| 契 約 番 号     | 第73－21－00263号                                |        |          |
| 件 名         | 白川第2浄水棟16号沈澱池クラリファイヤ整備修繕                     |        |          |
| 入札(見積)年月日   | 令和 6年 8月 7日 午後 2時 30分                        |        |          |
| 入札(見積)場所    | 水道局総務部総務課入札室                                 |        |          |
| 落札(決定)金額    | 8,690,000 円                                  | 主 管 課  | 73 白川浄水場 |
|             | 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。 | 最低制限価格 |          |
| 工 種 ( 業 種 ) | 292 修繕                                       |        | 円        |
| 落札(決定)業者    | 60000112810 (株)水機テクノス 札幌支店                   |        |          |

入 札 ( 見 積 ) 経 過 (単位：円)

| 指 名 ( 見 積 ) 業 者 名 | 入 札 ( 見 積 ) 金 額 |            |       |            |       |            | 価 格 交 渉 金 額 |
|-------------------|-----------------|------------|-------|------------|-------|------------|-------------|
|                   | 第 1 回           | 最 低<br>金 額 | 第 2 回 | 最 低<br>金 額 | 第 3 回 | 最 低<br>金 額 |             |
| (株)水機テクノス 札幌支店    |                 | 7,900,000  |       |            |       |            | 決定          |
|                   |                 |            |       |            |       |            |             |
|                   |                 |            |       |            |       |            |             |
|                   |                 |            |       |            |       |            |             |
|                   |                 |            |       |            |       |            |             |
|                   |                 |            |       |            |       |            |             |
|                   |                 |            |       |            |       |            |             |
|                   |                 |            |       |            |       |            |             |
|                   |                 |            |       |            |       |            |             |
|                   |                 |            |       |            |       |            |             |
|                   |                 |            |       |            |       |            |             |
|                   |                 |            |       |            |       |            |             |
|                   |                 |            |       |            |       |            |             |
|                   |                 |            |       |            |       |            |             |
|                   |                 |            |       |            |       |            |             |
|                   |                 |            |       |            |       |            |             |
|                   |                 |            |       |            |       |            |             |
|                   |                 |            |       |            |       |            |             |
| (備考)              |                 |            |       |            |       |            |             |

  
a 0 6 7 3 2 1 0 0 2 6 3 a

## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

## 記

1 件 名 白川第2浄水棟16号沈澱池クラリファイヤ整備修繕

2 業 者 名 (株)水機テクノス

3 特定理由

本修繕は、凝集沈殿により沈澱池の底部に堆積した汚泥を掻き寄せする設備であるクラリファイヤの部品交換・整備・調整を行い、機能回復を図るものである。本修繕では、製造元の純正部品でなければ既設とは適合せず、製造元のみが保有する機器独自の設計データと専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。

上記業者は、対象機器の製造元である水道機工(株)から対象機器の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。

以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

## 令和 6 年度

(単位：円)

札幌市水道局

## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

1. 件 名 定山溪取水場導水流量調節弁整備修繕
2. 業 者 名 株式会社 森田鉄工所 北海道営業支店
3. 特 定 理 由  
本修繕は、定山溪取水場の導水流量調節弁整備を行い、機能回復と延命を図るものである。  
本修繕は、機器の構成部品を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行って機器の機能の回復を図るものであるが、対象機器は定山溪浄水場用として特別に設計・製作されたものであり、そのデータは一般に公開されていない。  
上記業者は、当該機器の設計・製作者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。  
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
4. 根 拠 規 定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

## 令和 6 年度

(単位：円)

札幌市水道局

## 業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

- |   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 件 名   | 宮町浄水場逆洗流量調節弁整備修繕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 2 | 業 者 名 | (株)森田鉄工所 北海道営業支店                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 3 | 特定理由  | <p>本修繕の対象となる設備は、ろ過池の砂層中に蓄積されたフロック・汚泥等を取り除くための洗浄を行うための設備であり、浄水処理をする上で必要不可欠なものである。</p> <p>本修繕は、経年劣化した部品の交換及び分解設備を行うことにより、各機器の機能回復を図るものである。</p> <p>本設備は、(株)森田鉄工所により設計・納入が行われたものであり、整備に必要な技術、資料についてはメーカー独自の仕様や一般に公開していないものが多く、当該メーカーのみが有しているものである。また、本修繕後の試運転や性能確認なども総合的な調整が必要なことから当該メーカー及び代理店以外では行うことができない。</p> <p>以上の理由から、上記業者を特定する。</p> |
| 4 | 根拠規定  | <p>地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |



## 令和 6 年度

(単位：円)

札幌市水道局

## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

## 記

- 1 件 名 山鼻取水場導水流量調節弁整備修繕
- 2 業 者 名 株式会社 森田鉄工所 北海道営業支店
- 3 特定理由 本修繕の対象となる設備は、山鼻取水場から藻岩浄水場への導水量を調節するためのものである。  
本設備の整備については、弁を動作させるためのバルブコントローラーなどのギヤの歯あたりやトルクスイッチの設定など、そのバルブにあった調整等が必要となるため、製作者以外では不可能である。  
本設備は、株式会社 森田鉄工所により設計・納入が行われたものであり、整備に必要な技術、資料についてはメーカー独自の仕様や一般に公開していないものが多く、当該メーカーのみが有しているものである。また、本修繕後の試運転や性能確認なども総合的な調整が必要なことから当該メーカー及び代理店以外では行うことができない。  
以上の理由から、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（令和6年3月22日 総務課長決裁）」に定められる。

## 令和 6 年度

(単位：円)

札幌市水道局

## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

## 記

- 1 件 名 水質管理センター（藻岩）自動扉修繕業務
- 2 業 者 名 ナブコシステム株式会社
- 3 特定理由 当該業者は、本業務の対象である自動扉設備のメーカーである。  
修繕業務はメーカー保有の技術に依る部分が多く、他社では適合  
部品の調達や性能評価が的確でない。  
したがって、この業務を遂行するための実施体制が確立している  
上記業者以外の者が施行することは不可能である。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

## 【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第\_\_\_\_号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

## 令和 6 年度

(単位：円)

札幌市水道局

## 業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

- |   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 件 名   | 藻岩浄水場内導水管電動弁整備修繕                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 2 | 業 者 名 | (株)森田鉄工所 北海道営業支店                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 3 | 特定理由  | <p>本修繕の対象となる設備は、藻岩取水場から浄水処理する原水を浄水場へ送るための設備であり、浄水処理をする上で必要不可欠なものである。</p> <p>本修繕は、経年劣化した部品の交換及び分解設備を行うことにより、各機器の機能回復を図るものである。</p> <p>本設備は、(株)森田鉄工所により設計・納入が行われたものであり、整備に必要な技術、資料についてはメーカー独自の仕様や一般に公開していないものが多く、当該メーカーのみが有しているものである。また、本修繕後の試運転や性能確認なども総合的な調整が必要なことから当該メーカー及び代理店以外では行うことができない。</p> <p>以上の理由から、上記業者を特定する。</p> |
| 4 | 根拠規定  | <p>地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                       |